

日本医薬品情報学会 医薬品情報専門薬剤師

板井 進悟 先生

勤務先：金沢大学附属病院

出身地：石川県

資格取得年：2019年1月

#### Q1 資格取得のきっかけは何でしたか？

DI室を担当して一定の年数が経過したためです。前職は製薬会社で学術の仕事をしていたこともあり、医薬品情報の扱いは得意な方だったので、DI室を担当する機会ができれば取得したいなと認定制度が出来た時から考えていました。

また、金沢大学附属病院薬剤部の創起150年の記念誌の作成に関わった事もきっかけの一つです。金沢大学附属病院で病棟業務が始まったきっかけは脳神経外科病棟でのTDMでしたが、薬剤師による病棟業務がまだ確立していなかった当時、能動的DI提供を積極的に行っていたことを知りました。さらに日本医薬品情報学会の20周年記念シンポジウムに参加したところ、学会発足当時に金沢大学附属病院薬剤部の旭先生も深く関わっていたことを知りました。そういった歴史を知り、自分の得意な部分も活かせると考え、医薬品情報専門薬剤師の取得を目指しました。

#### Q2 資格取得の最大の難所はどこでしたか？

10件のDI業務の事例です。DI担当者として医薬品の適正使用に貢献した事例を報告する必要がありました。院内での研修講師や取り組んだ内容を資料と共に提出する必要があります。同様の案件は1件にカウントされるため、10件の事例を集めるのが少し大変でした。

#### Q3 この資格のやりがいは何ですか？

適切に医薬品情報を評価し、活用することで病院全体の医薬品適正使用を推進することに貢献できることだと考えています。院内で薬剤部から発信した情報が周知される体制が整っていれば、情報発信するほど、医療スタッフ全体の質が上がることに貢献できるので、やりがいがあります。

今後、医薬品安全のための対応や、院内や地域でフォーミュラリーの普及、医師と薬剤師のPBPMが推進されていく際、根拠となる医薬品情報や論文情報を適切に評価し活用する能力が必要になると考えられます。その際に、医薬品情報専門薬剤師が持つ能力は貢献できると考えています。

#### Q4 普段のお仕事でこの資格はどのように活用されていますか？

現在、DI室の業務はサポート的な対応のみのため、直接の活用は出来ていません。しかし、薬剤師として業務を行う際、医薬品情報を扱う技能はあらゆる場面で活用しています。

現在、製剤室と手術部を主に担当しています。

製剤室では新規に相談された院内製剤の医師から提供された根拠となる論文等の情報の批判的吟味、必要時、追加の情報提供を行い、審査を行う部門が適切に判断できるようサポートしています。調製プロトコル作成時には薬剤部として院内製剤の品質を担保できるよう保存方法、使用期限等の設定に様々な医薬品情報を確認して設定しています。また、長年使用している院内製剤でも、情報が増えていることもあり、新しい情報を入手した時や業務上で課題を感じた際はその都度、最新の情報を集めて、使用期限を見直すなどプロトコルを少しずつ改訂しています。

手術部では薬品管理業務が主ですが、麻酔科医や看護師等の手術部スタッフからの相談や問い合わせに対応しています。麻酔科医の中では一般的なことでも添付文書に反映されていないと考えられる副作用があったので、未知の副作用として副作用報告を行った事例があります。

Q5 資格を取得して良かったな、と感じる事柄はありましたか？

この資格を取ってから最初の仕事は、石川県薬剤師会から依頼された医薬品適正使用推進事業研修会の講師でした。県内の各地域で薬局薬剤師や行政の健康福祉士等の方達にポリファーマシーと医薬品適正使用推進について伝え、各地域の課題についてどう協力し対応していくか一緒にディスカッションすることができました。

Q6 医師や看護師などとのディスカッションで気をつけていることはありますか？

医薬品に関する最新の論文情報や安全性情報などは領域や内容によって医師でも知識や関心が乏しいこともあるので、医師の理解度や考えを確認しながら慎重に伝えるようにしています。金沢大学附属病院内では医師は薬剤師の意見を尊重してくださる先生が多いのですが、自分が患者と直接接していない状態の時は、情報提供する際、自分の意見を伝えつつ、医師に総合的に判断して頂くようお願いしています。

医師にも、いろいろな先生がいるので、各医師の考え方や価値観を確認しながら、ディスカッションするように意識しています。

看護師さんには、出来るだけ分かりやすく簡潔な内容にして伝えることを意識しています。

Q7 患者さんに接する際に気をつけていることはありますか？

一方的な情報提供にならないように意識しています。なるべく患者さん自身の考えや価値観を確認してから伝え、伝えたことをどう認識したかを確認するようにしています。情報提供の一番の問題は適切に伝わらないことです。医療者間でもコミュニケーションエラーは良く起こりますが、一般の方はさらに起こりやすいと考えています。最初は分かったつもりになっても時間が経つと、経験したことや他の情報を知って、最初に理解したはずの内容が変わっていくことはよくあります。説明や指導は時間をかけ、継続して繰り返し行う必要があります、そのためにも院内外の

関係職種での情報共有・協力体制の構築に力を入れるようにしています。

Q 8 その際に印象的だったエピソードはありますか？

町立富来病院に出向している時は病棟業務以上に、院内外への情報発信に力を入れました。

介護教室で患者さんやご家族にお話する機会を頂いて薬剤師のことを話したら、薬のことを薬剤師に相談するという発想自体がなかったと言われました。その後、その方は薬局薬剤師とも相談した上で、医師と相談し、ずっと飲んでいた薬が見直されて、少なくなって薬を飲むのが楽になったし、元気になった気がすると報告してくださり、とても嬉しかったです。

Q 9 その他、苦心していること、気を遣うことなどはありますか？

医薬品情報の活用の仕方を伝えていきたいと考えています。全ての事柄に応用できる情報はありません。全ての情報は特定の限られた条件のみで参考となります。そのため、情報を扱うだけでなく幅広い見識や他の薬剤師、多職種との協力が必要だと考えています。自分には知らないことが必ずあると意識し、その都度、最新の情報を確認しつつ、その領域に詳しくな方に相談・確認することも意識しています。また、患者さんや家族の価値観、各スタッフの技能や経験も加味した上で情報を加工したり活用することを意識しています。

あとは伝え方です。情報発信することは重要だと考えていますが、最近は、安易な情報発信が誤った認識を生み、厄介な問題を招いていると感じるケースが増えてきています。出来るだけ対象を絞り、公的な情報を提供しつつ、相手の理解度や認識を確認することを意識しています。

Q 10 この資格を目指している後進へ何かアドバイスを！

DI 室を担当されている方は一つの目標としてこの専門資格を目指してもらえたら嬉しいです。何事も目標があった方が前向きに取り組めます。10 件の事例は多いですが、日々の課題に何かしら取り組んでいけば達成できる数だと思います。筆頭著者の論文が求められていますが、病棟担当など他の薬剤師と協力して取り組んだ内容と成果をぜひ論文という形にし、社会の財産にして頂けたらと思います。

日本病院薬剤師会が作成した「医薬品情報業務の進め方 2018」では、地域における DI 業務の連携、DI 組織網の構築などが推奨されています。また、PMDA も DI 業務に関する地域での連携を推奨しています。石川県内にはまだ DI 組織網と呼べるものはありませんが、今後、地域での連携が進む上で何かしらの形で必要になってくると予想しています。その際に医薬品情報専門薬剤師の方々が中心になって県全体の DI 業務の質の向上に貢献し、医療の質の向上にも繋がれば良いと考えています。

Q 11 この資格の取得要件をお教えてください。

医薬品情報専門薬剤師規定は以下の通りです。

【目的】 医薬品情報専門薬剤師は、医薬品情報に関する高度な知識、技能、倫理観をもち、適切な医薬品情報に基づき、適正な医薬品の使用を担い、もって医療の質の向上に貢献することを目的とする。また、医薬品情報に関する教育・研究を担い、国民の健康に貢献することを目的とする。

【定義】 以下の資質を有する薬剤師を医薬品情報専門薬剤師とする。

1. 医薬品情報源の特性を理解し、その検索・調査ができること、その指導ができること。
2. 医薬品情報を根拠に基づいて評価し、目的にあわせて加工し、提供ができること。
3. 医薬品情報を活用するために必要なコミュニケーション、プレゼンテーション、ライティング能力を有すること。
4. 適切な医薬品情報に基づき、医薬品開発、医薬品適正使用のための最適な判断(有効性と安全性を確保するための対策など)ができること。
5. 医薬品情報に関連する教育、研究ができること。
6. 医薬品情報に関連する医療制度、関連法規、専門用語について十分に理解していること。
7. 医療倫理及び情報倫理(プロモーションコード、知的財産権の遵守など)を有していること。

【認定要件】

- 第1条. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- 第2条. 医薬品情報に関わる業務経験が通算5年以上であること(所属長の証明が必要)。
- 第3条. 申請時において、日本医薬品情報学会の会員であり、本学会が指定する生涯教育セミナーに参加し、60単位以上(必修40単位以上を含む)を取得していること。
- 第4条. 全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、医薬品情報領域に関する学会発表が2回以上(少なくとも1回は発表者)及び複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に医薬品情報領域の学術論文が1編以上(筆頭著者)あること。
- 第5条. 各職域における医薬品情報に関わる教育、業務実績を証明できること。
- 第6条. 施設長、所属長等の推薦があること。
- 第7条. 上記、第1条～6条までの条件を満たした後、本学会が実施する認定試験に合格すること。